夜間・休日の緊急修繕等に関する連絡先

（夜間･休日に発生した緊急の修繕や市営住宅で起きた事故等で、市営住宅の管理者に連絡を取る必要がある場合には、以下の電話番号にご連絡ください。）

向島･際目市営住宅以外にお住まいの方

夜間･休日緊急修繕等
電話受付センター

電話番号 **257-3107**

※通常業務は行っておりません。「緊急修繕及び事故等」に限り受付します。

受付時間	午後5時30分～翌日午前8時45分（月～金曜日） 終日（土･日曜日、祝休日及び年末年始）

※通常業務については受付できません。 上記受付内容に限り受付します。緊急でない修繕や退去･家賃等については、管理事務所や住宅供給公社が業務を行っている時間帯に各担当にご連絡してください。

向島･際目市営住宅にお住まいの方（ただし、向島9街区除く）

株式会社東急コミュニティー
設備救急センター

電話番号 **622-3811**

※通常業務は行っておりません。（指定管理者事務所の電話番号に同じ）

受付時間	指定管理者事務所の業務時間外

※通常業務については受付できません。 上記受付内容に限り受付します。緊急でない修繕や退去･家賃等については、指定管理事務所が業務を行っている時間帯ににご連絡してください。

向島市営住宅9街区にお住まいの方

株式会社長栄
夜間受付センター

電話番号 **050-3626-1141**

受付時間	午後6時～翌日午前9時まで（年末年始は終日）

※　修繕の内容により、修繕費用が入居者負担となる場合があります。詳細については、この冊子の修繕負担区分のページ（P27～）をご参照ください。